

第6回（仮称）新宿区産業振興基本条例に関する懇談会 議事要旨

【日時】 平成22年5月24日（月） 午前10時～12時

【場所】 BIZ新宿（区立産業会館）3階 研修室A

【出席者】 委員：植田、関、加藤、久保、志村、藤田、上田、小池、渡邊、福田、酒井各委員
事務局：小沢産業振興課長、荒井産業振興係長、小俣都市計画主査（代理出席）、白田主任主事、松波主任主事、後藤産業創造プランナー

【欠席者】 坂本委員、富田委員

【傍聴者】 2名

【内容】

1 開会

2 議事

（1）第5回懇談会の確認

- ・第5回懇談会の議事要旨・主な発言内容について、事務局より説明を行った。
- ・議事要旨および第5回懇談会の配付資料をホームページに公開することの了解を得た。

（2）小部会の開催内容について

- ・4月27日に行った小部会について、事務局より報告を行った。

（3）中小企業憲章（案）について

- ・中小企業庁より発表された中小企業憲章（案）について、事務局より説明を行った。

（4）検討内容(主な発言内容)

各主体の役割について

〔区〕・どのような方向性で産業振興を行うのか、はっきりとしたビジョンを打ち出す。

- ・人材と情報のプラットフォームをつくるのが大事である。人材はたくさんいるが発掘されていない。
- ・既存企業と起業の促進のために「指導」と「保障」と「教育」が必要である。
- ・区民の意見の聞き取るシステムを充実させる。
- ・区民に対しての自覚づくりのため、スローガンやキャンペーンを実施し、産業振興のメリットを認識させる。
- ・「創業者の支援」「努力している事業者の後押し」「企業連携」「参加しやすい事業」「各主体が自ら行動できる」などの仕組みづくりと窓口を充実させる。

〔事業者〕・事業者自らの工夫や発展が前提として考える。

- ・自分のこととしてがんばるしかなく、雇用や新しい経済活力をつくり出し足元を固める。
- ・地域とかかわりを持つ。
- ・「情報の共有化」が必要である。企業が孤立するのではなく、他の企業とコラボする。
- ・新宿にいるメリットや成功例を発信する。

〔商店街〕・商店会連合会のリーダーシップのもと意識を変革していく。

- ・商店街の発展や活性化は誰の責任なのか、最終的には個店の努力が必要ではないか。
- ・人材の育成、意識改革、レベルアップが必要である。
- ・個店を中心に住民と区が一体となるように、個店をベースに考える。
- ・時代の流れの中で変革できずにきたので、自己改革が必要である。ひとつひとつの個店で考えるのではなく、商店街を1つのホールディングカンパニーとして考えるような、大胆な発想が必要である。
- ・「独自性」と「地域住民へのアピール」を考える。地元商店街でしか手に入らないものやプラスになることを、住民へアピールする。アピールにはweb媒体が有効であると思う。

〔区民〕・自覚を持つことが必要である。地域の企業に関心を持ち、「区民も協力する」という体制をつくる。

- ・商店街や文化施設など地域資源を積極的に活用する。

〔地 場 産 業〕・他の産業と連携し発展していくことだと思う。

〔地域金融機関〕・役割は非常に大きい。新しい事業や創業、事業転換は産業振興の大きなポイントであり、それに対して地域金融機関はどのような責務を果たすのかを明確にうたう。

〔商 工 会 議 所〕・企業の上位団体としての役割は大きい。音頭をとって同じ方向に向かっていくことが必要である。

・創業、経営サポート、場づくりについて区と連携して取り組み、既存の企業を発展させる。

〔商店会連合会〕・商店会の上位団体としての役割は大きい。同じ時期にセールを実施するなど、同じ方向に向かっていくことが必要である。

〔来 街 者〕・新宿は昼間人口や外国人が多いので、新宿に来る人や新宿を活用している人の役割を考えてみてはどうか。新宿を盛り上げるのは、新宿にいる人だけではないと思う。

〔そ の 他〕・民間やNPO法人、新しく生まれてくるものについても役割を考えることが必要だろう。

条例制定後の方向性について

- ・条例があれば産業振興計画を大胆につくっていくことができ、行動を担保できる。区は大胆なビジョンの提案と具体的な事業を行っていくことが必要である。
- ・区の都市計画、企画、情報、産業振興の各分野の担当者による協議会のようなものを設置する。建築計画など必要なときは産業振興担当から意見が言えるような体制は大事である。
- ・数値管理できる項目をつくり検証する。「数量」ではなく「質の向上」を評価基準にするとよい。
- ・「コミュニケーション」が大事である。条例がいかにも可能性のあるものなのか、プラスのイメージを伝えることが大事である。今までの条例とは違う、生きている条例であることを伝える。
- ・企業、団体、商店街、個人から「条例をこのように活かしている。」という発表をしてもらい、サポート体制をつくると、条例を長く活かしていくことができる。
- ・産業振興プランが展開され、様々な施策が行われているが、多様なニーズや地域で不足しているものもあるので、条例のもとで不足しているものを補完し、徹底して推進していく。
- ・条例を転機に新分野や新事業者が増えてきたら、アンケートを調査し、起業して良かった点、苦労したことを聞き取り、フィードバックすると同時に、問題点を分析し改善策を検討していく。
- ・他の自治体では、条例制定後に住民や企業と一緒に、会議体をつくり設置しているところが多い。会議体で議論を深めていくことが大事である。
- ・企業が条例を具体化するときに「条例の精神を活かしながら対応している」という内容のものが入り、いろいろなところで広がっていくといいと思う。
- ・区の商工関係部門だけではなく、条例が「全体でどれだけ定着しているのか」「各分野で産業振興の広がりをもって位置づけられているのか」を確認していくことも必要である。
- ・条例が足かせにはならない。
- ・一定の期間実施し、時代や生活の変化に則したものに直していく。

(5) 起草委員の選任・小部会（起草部会）について

・以下の委員を選出した承を得て、下記日程にて小部会（起草部会）を開催することとなった。

起草委員：植田会長、関副会長、福田委員、渡邊委員

日 時：6月9日（水）午後3時から

場 所：BIZ新宿（区立産業会館）4階 東商新宿支部会議室

4 第7回懇談会の日程について

日 時：6月23日（水）午後3時から

場 所：BIZ新宿（区立産業会館）3階 研修室A

5 閉会

【配付資料】

資料1 第5回 議事要旨

資料2 第5回 主な発言内容

資料3 小部会議事要旨

資料4 中小企業憲章（案）について

資料5 第6回 懇談会検討資料